

新型コロナウイルス感染拡大防止のための

「学校施設」の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために出された国の『緊急事態宣言』が5月25日に解除されましたが、北海道教育委員会の通知等に基づき、**学校施設**については**6月1日から再開します。**

幼児や児童生徒の安全対策のため、引き続き保護者の皆様の特段のご理解ご協力をお願いします。

様似小学校・様似中学校

○5月31日（日）まで、引き続き臨時休校の措置をとっています。

なお、5月13日（水）から段階的に行っている分散登校は、5月29日（金）まで行う予定です。

集団にならないようにしながら、外に出てジョギングを行うことなど、集団にならない範囲での個々の活動は認めています。中学校の部活動は、中止しています。

【お問い合わせ⇒ 小学校 36-3351、中学校 36-3141】



放課後児童施設「ひ・ま・わり」

○小学校の休校期間終了まで、引き続き自粛開設しています。

ご家庭でどうしても対応できない場合に限り、最小限の利用で受け入れしています。

【お問い合わせ⇒ ひ・ま・わり 36-2525、
幼児センター子育て支援係 36-3521】

幼児センター

○5月31日（日）まで、引き続き登園自粛の措置をとっています。

仕事などでどうしてもお子さんを見れない場合に限り、お預かりしています。

なお、通園バスの運行はしていません。

【お問い合わせ⇒ 幼児センター 36-3521】

感染症拡大防止に
ご協力ください



各施設における詳しい内容については、それぞれ対象の保護者に周知させていただきます。



このイラストは、日本看護協会のフリー素材を使用させていただいております。